

埼玉県立がんセンター腫瘍診断・予防科の業務に係る労働者派遣業務仕様書

1 派遣元

派遣元は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、許可を取得した派遣元事業主であること。

2 就業場所

(1) 事業所単位の名称

埼玉県立がんセンター

(2) 就業場所

埼玉県立がんセンター腫瘍診断・予防科（埼玉県北足立郡伊奈町小室780番地）

(3) 組織単位

腫瘍診断・予防科

(4) 組織の長の役職

科長

3 派遣期間

令和3年9月16日から令和3年12月31日まで

4 就業日

月曜日から金曜日の週5日勤務とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から31日までを除く。

5 就業時間

午前9時00分から午後5時00分（休憩時間1時間）

※必要に応じて、労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令の規定に基づき派遣元の三六協定の範囲内で時間外勤務、休日勤務を命じることがある。

6 配置先及び派遣人数

配置先：埼玉県立がんセンター 腫瘍診断・予防科

派遣人数：1名

7 業務内容

がんゲノム医療、遺伝子診断における業務

(1) 血液分離、培養

(2) がんゲノム医療運営の為のスケジュール管理

(3) 専門家会議の資料準備、専門家への連絡、会議運営補助

(4) 納品受け取り、ファイリング等事務処理

(5) 上記(1)から(4)に関連する業務

8 派遣労働者の条件

(1) バイオ・理工学系の大学卒以上の学歴を有すること

(2) GCもしくはHPLCを用いた事務経験を5年以上有すること

(3) 微生物試験・細胞培養の実務経験していること

(4) 業務で報告書作成経験を有していること

※派遣事業者は、労働者の派遣に際し、次の各号に掲げる教育を、派遣労働者に行わなければならない。

- ①事前に派遣労働者に対して、埼玉県立がんセンターの指揮命令に従い、勤務等の諸規則に違反しないよう周知するとともに、県内病院において勤務するために必要な基礎知識等を身に着けるための教育・指導を行うこと。
- ②教育が適正に遵守されていることを定期的に確認し、必要に応じて再教育を行うこと。
- ③患者及びその家族と接する場合は、礼節をわきまえること。

9 守秘義務の遵守

派遣元及びその派遣労働者は、本契約業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報等を漏洩してはならない。本契約期間終了後も同様とする。

また、派遣元は、その派遣労働者（その職を退いた後も含む。）が本契約業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報を漏洩しないよう、派遣労働者に対し周知及び遵守状況の監督その他必要な監督を行うこととする。

10 派遣労働者の交替

- (1) 派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く本契約の目的を達し得ない場合、埼玉県立がんセンターは派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交替を要請することができる。
- (2) 派遣元は、派遣元または派遣労働者の都合により派遣労働者を交替する場合には、原則として交替する日の30日前までに埼玉県立がんセンターに連絡すること。

11 代替人員の確保

派遣労働者が、派遣労働者の休暇や欠勤などの理由により、勤務できない場合には、派遣元は代替の派遣労働者を派遣することとする。代替の派遣労働者は、同等の業務が行えるように十分な教育、情報共有が行われること。

ただし、埼玉県立がんセンターが代替の派遣労働者の派遣を必要でないとした場合には、この限りではない。

12 引継

- (1) 派遣元は、新たな派遣労働者（代替を含む。）を派遣する場合及び派遣労働者の派遣先での配置替えを行う場合、埼玉県立がんセンターに対して、業務の引継を現任の派遣労働者に行わせるとともに、業務に支障のないよう必要な措置を講ずるものとする。
- (2) (1)の規定は、派遣元の変更に伴う場合であっても、同様に行うものとし、乙は誠意を持って引継に協力する。

13 その他本仕様書に定めのない事項に関しては、別途協議の上、決定する。

14 福利厚生

食堂、ロッカー室、駐車場

15 派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用しようとする場合は、速やかに派遣元に通知することとする。また、人材紹介業として取扱い紹介手数料を支払う事とし、紹介手数料については派遣先、派遣元で別途協議する。

16

派遣労働者の限定

無期雇用派遣労働者または60歳以上の者に限定しない。